

計量単位令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

第二条（略）
（削る）

別表第一（第二条関係）

	一		物象の 状態の量	計量単位	定	義
	（略）			（略）	（略）	
二		質量		キログラム	プランク定数を十の三十四乗分の六・六二六〇七〇一五ジユール秒とすることによって定まる質量	
	（略）			（略）	（略）	

現行

第二条（略）
2|メートル、アンペア及びケルビンは、経済産業大臣が現示する。

別表第一（第二条関係）

	一		物象の 状態の量	計量単位	定	義
	（略）			（略）	（略）	
二		（略）		キログラム	国際キログラム原器の質量	
	（略）			（略）	（略）	

六	五	四	三
物質 量	温度	電流	(略)
モル	ケルビン セルシウ ス度又は 度	アンペア	(略)
六・〇二二一四〇七六に十の	ボルツマン定数を十の二十三乗分の一・三八〇六四九ジュール毎ケルビンとすることによつて定まる温度(ケルビンで表される温度は熱力学温度とし、セルシウス度又は度で表される温度はセルシウス温度(ケルビンで表した熱力学温度の値から二百七十三・一五を減じたもの)とする。)	電気素量を十の十九乗分の一・六〇二二七六六三四クーロンとすることによつて定まる電流	(略)

六	五	四	三
物質 量	温度	電流	(略)
モル	ケルビン セルシウ ス度又は 度	アンペア	(略)
〇・〇一二キログラムの炭素	水の三重点の熱力学温度の二百七十三・一六分の一(ケルビンで表される温度は熱力学温度とし、セルシウス度又は度で表される温度はセルシウス温度(ケルビンで表した熱力学温度の値から二百七十三・一五を減じたもの)とする。)	真空中に一メートルの間隔で平行に置かれた無限に小さい円形の断面を有する無限に長い二本の直線状導体のそれぞれを流れ、これらの導体の一米ートルにつき千万分の二ニュートンの力を及ぼし合う直流の電流又はこれで定義したアンペアで表した瞬時値の二乗の一周期平均の平方根が一である交流の電流	(略)

十五	七 六	
	(略)	
	(略)	
	(略)	二十三乗を乗じた数の要素粒子又は要素粒子の集合体（組成が明確にされたものに限る。）で構成された系の物質質量

十五	七 六	
	(略)	
	(略)	
	(略)	十二の中に存在する原子の数と等しい数の要素粒子又は要素粒子の集合体（組成が明確にされたものに限る。）で構成された系の物質質量